

第 2 期中期目標期間における業務の実績に関する全体的評価表

I 業務の実績に関する項目別評価総括	
1 業務の効率化（人件費の削減等）	<p>1 業務経費の削減 経費総額（特別給付金支給事業及び特別記念事業等経費を除く。）について、前期末事業年度である平成 19 事業年度に対する平成 22 事業年度上半期の割合を 75%以下とするという目標に対し、平成 22 年度（通年ベース）の業務運営に係る経費総額は 722 百万円であり、平成 19 年度の経費総額 1,264 百万円と比較すると、割合では 57.1%（542 百万円の減額）となっており、目標を上回る削減を達成している。</p> <p>また、人件費については、平成 22 年度（通年ベース、9 月までの 6 か月分×2）の人件費は 140 百万円であり、基準年度である平成 17 年度の人件費 197 百万円と比較し、57 百万円の減額、率にして 28.9%の削減となっており、目標を上回る削減を達成している。</p> <p>職員の給与水準については、対国家公務員指数（各年度公表値）により検証すると、年齢・地域勘案では平成 20 年度 103.5、平成 21 年度 97.5、平成 22 年度 94.9、平成 23 年度 95.1、平成 24 年度 95.0 であり、年齢・地域・学歴勘案では平成 20 年度 99.1、平成 21 年度 94.0、平成 22 年度 95.8、平成 23 年度 101.0、平成 24 年度 101.5 であり、概ね適正な水準であると認められる。</p> <p>以上のことから、目標を十分達成したと評価できる。</p> <p>2 外部委託の推進 20 事業年度から 23 事業年度までの間、外部委託することが効率的と認められる業務について一般競争入札等により外部委託し、経費節減に努めた。</p> <p>また、22 事業年度において特別給付金の過払い・過少払いがあったことが判明し、その理由の一つとして、外部委託した民間業者におけるチェック体制が不十分であったことが挙げられるが、23 事業年度以降は特別給付金支給業務に係る外部委託業者のチェック体制を強化していることから、目標を概ね達成したと評価できる。</p> <p>3 組織運営の効率化 基金が独立行政法人として発足した当初よりスタッフ制を採用し、業務の繁閑等に応じて適宜・適切に機動的な人員配置を実施してきたところであり、20 事業年度から 22 事業年度においては「目標を十分達成した」と評価できたが、24 事業年度末の解散に向け、23 及び 24 事業年度は特に組織運営の合理化・効率化を推進する必要があるところ、両事業年度とも、組織運営の合理化・効率化を推進したとは必ずしもいえない評価となったことから、目標を概ね達成したと評価できる。</p> <p>4 随意契約の見直し 「随意契約見直し計画」（平成 19 年 12 月）、「随意契約等見直し計画」（平成 22 年 4 月）に基づいて、見直しの取組を</p>

	<p>着実に実施し、その取組状況や契約監視委員会による点検・見直しの状況及び契約の改善状況についてのフォローアップを適宜公表した結果、平成 20 年度に 51 件あった随意契約が平成 21 年度 37 件（見直し計画を達成）、平成 22 年度 29 件、平成 23 年度 18 件、平成 24 年度 15 件と着実に減らすことができた。また、一者応札、一者応募となった一般競争入札等は、新たな「随意契約等見直し計画」策定以降皆無であった。</p> <p>これらのことから、目標を十分達成したと評価できる。</p>
<p>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上（事業の実施等）</p>	<p>1 資料の収集、保管及び展示</p> <p>（1）資料の収集</p> <p>関係資料の収集については、関係団体を通じて寄贈の依頼をするなど効率的に収集活動を行い、第 2 期中期目標期間中に軍事郵便物、ソ連軍軍票、予防接種証明書など 1,043 点の資料を収集出来た。</p> <p>また、寄託品の寄贈への切替え等については、事業最終年度である平成 22 年 9 月末までにおいては、宛先不明による返戻や電話連絡不能などにより、143 件の寄託品が残ったが、引き続き寄託品所有者への寄贈切替え依頼等の事務を実施した結果、全ての寄託品について寄贈承諾を得るか、返却希望者には資料を返却することが出来た。</p> <p>これらのことから目標を概ね達成したと評価できる。</p> <p>（2）資料の保管</p> <p>関係資料カルテの作成、関係資料の適切な環境での保存、関係資料の電子データ化の推進について、適切に取り組んだ一方で、平成 22 年度において、特別企画展（3 回）と平和祈念展（新宿西口展）とを合わせて 6 か月で 4 回開催したことなどから、使用頻度の高い展示資料の一部などについて、指定された収納場所に収納されていないものが見受けられるなど、必ずしも適切に保管されていないものもあったことから、目標を概ね達成したと評価できる。</p> <p>（3）資料の展示</p> <p>平和祈念展示資料館（以下「資料館」という。）における資料の展示については、最終事業年度である平成 22 年度 9 月末までにおける 2 年 6 か月での入館者数は、126,928 人（達成率 97.6%）と目標（13 万人以上）のほぼ 100%を達成した。</p> <p>また、特別企画展の開催について目標（3,000 人以上）を大幅に上回る入場者数（平均 7,927 人）を達成したほか、平和祈念展について全ての開催で目標（1 万人以上）を大幅に上回る入場者数（平均 37,211 人）を達成し、アンケート回答の 8 割以上で「満足した」旨の回答を得たことから、目標を十分達成したと評価できる。</p> <p>（4）基金解散後の資料等の在り方</p> <p>基金解散後の資料の在り方については、国への移管直前の平成 22 年 9 月 29 日まで資料館を開館し、特別企画展等を開催しつつ、概ね準備スケジュールのとおり作業が進んだものの、移管時に実物資料の一部について使用関係がきちんと整理されていなかったり、指定された収納場所に収納されていないものがあった。</p> <p>また、寄託資料の寄贈への切替えが遅れ、国への移管期日までに間に合わなかった資料があったが、寄託品の寄贈切替えは全て完了したことなどから、目標をある程度達成しているが改善の余地があると評価できる。</p>

(5) インターネット資料館の運用

公開資料の範囲の拡大や来館出来ない国民に対する行政サービスの観点及び3問題の理解を深めるための有効な手段としてインターネット資料館を整備することとした結果、平成21年度末までに構築を終了し、平成22年4月に本格稼働後、6か月間のアクセス件数は193,131件に上った後に総務省に移管したことから、目標を十分達成したと評価できる。

2 調査研究

(1) 労苦の実態調査

調査研究のうち労苦の実態把握について、海外引揚者については追加的に手記を採録し、「平和の礎」追補版として刊行した。また、軍人軍属短期在職者については(社)元軍人軍属短期在職者協力協会に委託し、戦域別の労苦の実態を取りまとめ、シベリア強制抑留者については(財)全国強制抑留者協会に委託し、従事した作業別(伐採、鉄道工事、石炭・鉱石の採掘等)の労苦の実態等を取りまとめるなど、研究成果の取りまとめを完了し関係者に配付した。

なお、平成21年度までに事業を終了させたことは、団体によっては高齢化が進み業務の受託が困難な状況になってきたこと等から、やむを得ないものと認められる。

以上のことから、目標を十分達成したと評価できる。

(2) 外国調査の実施

旧ソヴィエト社会主義共和国連邦等において収集した資料について、収集先、表題、著作名、文書の要旨、取得日と原文(露文)が判明できるように整理を行った目次を作成し電子データ化(PDF形式)を図り、平成21年度までに終了し、平成22年9月末に上記の全ての資料等を総務省へ移管したが、調査・研究成果の一応の取りまとめは行ったものの、中期目標における「後世に分かりやすく伝えることができるよう」な取りまとめの状況になっているとはいえないことから、目標を概ね達成したと評価できる。

3 記録の作成・頒布、講演会等の実施等

(1) 記録の作成・頒布

総合情報データベース(以下「総合情報DB」という。)の構築については、「平和の礎18」等の総合情報DBへの取り込みを完了するとともに、ホームページを通じて閲覧できるようにした。

調査研究の成果の出版等については、関係者の労苦調査結果を「平和の礎」と題し編纂し出版したほか、総集編、第1巻～第19巻、追補版(海外引揚者)を全て電子データ化し、基金ホームページ及びインターネット資料館にて公開し、国民がいつでも検索・閲覧出来るようにしたこと。外国の公文書館等から入手した戦後強制抑留関係資料については、基金解散後においても活用できるように電子データ化を図った。

出版物等の活用については、出版物やビデオなどを積極的に活用するとともに、各方面に配布した。

以上のことから、目標を十分達成したと評価できる。

(2) 講演会等の開催

講演会等については、目標を上回る計 14 回開催した。

戦争体験の労苦を語り継ぐ集いの開催については、開催に当たって、地域のネットワークを有する関係団体に委託することにより、全国的に展開して開催し、また、開催地域の関係者の資料を展示する地方展示会と併設して開催する等して、経費の節減や集客の相乗効果を図るなど、効率的な運営に努め、目標回数の倍近い計 58 回開催した。

また、校内放送番組制作コンクールの実施については、多角的に参加の呼びかけを行うことにより 30 校以上かつ 50 作品以上の提出を得るなど高校生の関係者の労苦への理解を促進した。また、制作コンクール表彰式の様子が C S や B S で全国放映されるなど、国民の関心を大いに喚起した。

以上のことから、目標を十分達成したと評価できる。

(3) 語り部の積極的活用

語り部の積極的活用については、比較的若年層の入館者が多いゴールデンウィークや夏休み期間中などに集中的に「語り部」を配置した。

さらに、平成 20 年度及び平成 21 年度には、東京近郊の 28 小学校、72 クラス、2,275 人の児童に対して「語り部」(延 34 人)から体験談を語りかけるなど、小学生への戦争体験の労苦理解を一層促進した。

この結果、「語り部」から説明を受けた来館者、小学校の教師及び児童から感想や礼状等が多数寄せられた。

これらのことから、目標を十分達成したと評価できる。

(4) 催し等への助成

(財)全国強制抑留者協会が実施した慰霊事業(慰霊祭及び慰霊訪問)及び日・露交流シベリア抑留関係事業(シンポジウム)に対し、中期目標期間中 1 億 2 千 4 百万円の助成を行った結果、全国延べ 54 か所で慰霊祭が実施され参加人数約 7,600 人、シベリア慰霊訪問が延べ 16 地域で実施され参加人数 142 人、日・露シンポジウムが日露両国で計 4 回開催される実績を挙げた。

戦後強制抑留関係者特別慰藉基金についても、実施要領に基づき各年度の収入・支出計画を適切に承認するとともに、事業終了後に実績報告書の説明を受けるなど適切に指導・監督を行った。

これらのことから、目標を十分達成したと評価できる。

4 書状等の贈呈事業

平成 20 年度における書状等贈呈事業の請求書の処理案件は、厚生労働省及び都道府県、さらには請求者等に再度照会する等により、恩給欠格者関係 3,588 件、戦後強制抑留者関係 29 件、引揚者関係 10 件、計 3,627 件の処理を行い、書状等の請求のあったものについて、平成 20 年 11 月に全ての処理を終了した。

その結果、書状等の贈呈を行った総件数は、恩給欠格者 456,342 件、戦後強制抑留者 324,753 件、引揚者 73,675 件で、合計 854,770 件となった。

これらのことから目標を十分達成したと評価できる。

5 特別記念事業等

(1) 特別記念事業の実施

特別記念事業については、2年間という短期間の請求期間を踏まえ、広報のほか、過去に書状等の贈呈を受けた者に対する「お知らせ」の送付や電話確認を行うなど、積極的に周知を図った結果、約31万6千人に慰労品を贈呈することができた。

一方、基金の解散が延期されたにもかかわらず未引換者に対する「救済措置」を延長せず22年9月末に終了させたこと、22年10月から24年6月までは本件について「救済措置」を行わなかったこと、解散を目前に控えた24年7月に「旅行券等引換券」の未引換え分が750件あることが判明したため、引換期限を無期限とする「旅行券等引換券」を送付し、受託業者が無期限で引換えに応じることとしたが、当該送付作業が始まったのが25年1月であり、結果として750件中18件は送付できず、未送付分について基金解散後は破棄処分せざるを得ないことを踏まえれば、改善の余地があると認められる。

これらのことから、中期目標をある程度達成しているが改善の余地があると評価できる。

(2) 特別記念事業実施の周知

特別記念事業実施の周知については、全都道府県及び市区町村へのポスターの配布（平成20年12月）や都道府県担当者会議等の開催（平成20年9月）などの取組を幅広く実施したほか、関係団体機関紙への記事掲載や老人福祉関係機関へのポスター掲示依頼等のさまざまな周知活動を展開したほか、平成20年4月から6月の間に、過去に基金から書状等の贈呈を受けたことがある者で未だ請求手続きを行っていない者（約67万6千人）に対して特別記念事業の実施の「お知らせ」（請求書を同封。）を送付し、直接、特別慰労品の請求について案内したことから、目標を十分達成したと評価できる。

(3) 標準期間の設定

標準期間の設定については、既に書状等を受けた者の請求書については記載事項を簡易にし、また、「お知らせ」に係る請求書については書状等贈呈事業認定審査時のデータを利用して住所、氏名等を印字し、請求者には署名及び贈呈の品の記載をしていただくだけにする等請求者の負担の軽減を図った。

一方、請求書の記載事項が不備のため請求者本人への照会を必要としたものや請求書の記載事項について厚生労働省又は都道府県において履歴確認、引揚の事実確認を必要としたことから標準審査処理期間内に処理できなかったものがあった。

また、引揚当時幼児であったため引揚時の記憶が定かではないことや、高齢により当時の記憶が薄れていること等から、請求書の記載内容に不備のものが多く見られ、請求書の審査に当たっては、1件1件個別に電話又は文書等により照会し、不備の点を補完していることから本人に連絡がつくまでに相当な時間を要することとなった結果、平成21年度において、引揚者からの請求書の処理についてかなりの遅れが出た。

これらのことから、目標を概ね達成したと評価できる。

(4) 戦後強制抑留、引揚記念碑建立

戦後強制抑留、引揚に係る慰霊碑の建立については、平成20年度においては、慰霊碑の立地場所や近隣との調整などについては慎重に検討すべきものであることから、「総務省等関係機関との連携を図り、その検討に着手する」との年度目標

の達成が、平成 21 年 4 月と 1 か月ずれ込んだものの、平成 21 年度において外部有識者による慰霊碑建設検討委員会を立ち上げ、慰霊碑のデザインコンペを実施し、慎重かつ公平な審査を行い、最優秀作品（慰霊碑（2 基）と慰霊碑の広場のデザイン）を決定した。

千鳥ヶ淵戦没者墓苑横の慰霊碑の設置場所について、総務省、厚生労働省及び環境省と十分な調整を行いつつ、平成 22 年 7 月までに慰霊碑 2 基を建立するとともに、慰霊碑の広場を造成し、同年 9 月 30 日、国に移管した。

戦後強制抑留及び引揚に伴う死没者の遺族等を招いて、平成 22 年 8 月 4 日、慰霊碑の除幕式を執り行い、その模様がテレビ、新聞等で報道されたことにより、関係者の戦争犠牲による労苦について広く国民の理解を一層深めるとともに、関係者に対し慰藉の念を示すことができたこと。

これらのことから、目標を十分達成したと評価できる。

6 特別給付金支給事業

（1）特別給付金の支給

特別給付金の支給については、外部委託による業務の効率化により基金における審査業務体制を充実するなど、下記のような種々の対応を図ることにより処理に全力をあげた結果、法案立案時の推計対象者数約 6 万 7 千件に対して、最終的に特別給付金の請求受付件数は、69,466 件、認定・支給件数は、68,847 件（総額約 193 億円）となり、推計を大幅に上回って業務を終了することができた。

一方で、平成 22 年度及び 23 年度に過少払い・過払いが発生・判明した。過少払いについては、22 年度及び 23 年度で追加給付対応を行い、過払いについても解散までに全て回収できたものの、そもそも過払い等の案件が発生したこと、また、22 年度及び 23 年度の評価において過払い等について基金から平和祈念事業特別基金分科会に説明がなされず、過少払い・過払いにはならなかったが他人の資料で認定した事案について自己評価調書にも記載されないなど、過少払い・過払いに関する問題意識が十分ではなかった面が見られた。

以上を踏まえ、目標を概ね達成したと評価できる。

（4）特別給付金支給事業実施の周知

特別給付金支給事業実施の周知については、特別記念事業の特別慰労品を受けた者など 72,559 名に「特別給付金請求のご案内」を送付したほか、都道府県及び市区町村に事業実施の通知及び広報誌への掲載依頼を发出、ポスター等の配布、新聞・ラジオ等広報、基金ホームページでの情報発信、政府広報の活用などにより様々な広報を展開し、対象者へのきめ細かい周知の徹底を図ったことから、目標を十分達成したと認められる。

（5）特別給付金の支給のための準備

特別給付金の支給のための準備については、種々の事前準備を行ったものの、特別給付金システムを開発したが当初はスムーズな処理ができなかった等、十分であるとは言えなかった。

今回、22 年度及び 23 年度に過少払い・過払いが発生したことが判明したが、これは、当初、22 年 10 月 25 日の受付開始後 11 月末までに 3 万件の請求を見込んでいたところ、2 週間で 4 万 2 千件という膨大な請求があったため、急遽人員増を図

ったが、チェック体制が十分なものとならなかったためであり、見込みが甘く準備が不十分であったと言えること、一方、過少払い・過払いは合計 82 件であって、22 年度及び 23 年度の認定件数 68,100 件のうち 0.12%程度に過ぎなかったことから、中期目標をある程度達成しているが改善の余地があると評価できる。

(5) 標準期間の設定

標準期間の設定については、22 事業年度から 24 事業年度までの全体で見ると、標準処理期間内の処理率は 1 か月もので 26.2%、3 か月もので 50.8%であった。22 事業年度は短期間に申請が集中したことにより処理率は低かったが、事務処理体制の拡充等を行った結果、23 事業年度の処理率はほぼ 100%、24 事業年度の処理率は 100%となったことから、目標を概ね達成したと評価できる。

(6) 申請者への通知

申請者への通知については、認定通知書については認定後 1 週間後に、却下通知書については決裁後直ちに送付していることから、目標を十分達成したと評価できる。

7 その他の重点事項

(1) 効果的な広報

特別記念事業実施の周知及び特別給付金支給事業実施の周知に関する広報活動のほか、資料館の広報、特別企画展、フォーラム等のイベントなどの各種広報について、各年度において年間を通して効果的かつ効率的に実施し、国民への 3 問題関係者の労苦の理解促進及び関係者への基金が行う事業に対するきめ細かい周知の徹底を図ったことから、目標を十分達成したと評価できる。

(2) ホームページの充実

ホームページの充実については、常に最新の情報を盛り込んだ内容に速やかに更新、検索しやすい画面にリニューアルして利用の利便性を向上、公開可能なものを掲載したほか、新たにインターネット資料館を開設し、基金ホームページとの相乗効果を図る等の充実を図った結果、平成 20 年 4 月から平成 22 年 9 月までの間の目標(188 万件以上)を大幅に超えたアクセス数(275 万件)を確保したことから、目標を大幅に上回って達成したと評価できる。

(3) 地方公共団体との連携強化

地方公共団体との連携については、都道府県実務担当者会議の開催、地方公共団体の広報誌への掲載依頼、審査に係る照会等、地方公共団体と緊密かつきめ細かい連携を図ってきた結果、各々の事業が滞りなく最後まで実施出来たほか、地方公共団体からの情報提供依頼に適切に対応したことから、目標を十分達成したと評価できる。

(4) 関係資料館との連携

関係資料館との連携については、平成 22 年度においては、平成 22 年度上半期は 9 月末の資料館の国への移管を控え、資料

	<p>館業務については入館者増及び展示資料の整理に精力がすぎ込まれた時期であり、関係資料館への展示資料の提供等が困難な状況であり、特に6月以降は戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法が成立し、特別給付金支給事業の準備に全力を傾注せざるを得なかったため、舞鶴市の引揚記念館への運営協力を留まったものの、各資料館の入館者増の施策について情報交換を行ったこと、舞鶴引揚記念館でフォーラムを開催したこと、沖縄県平和祈念資料館の「企画展示室」で特別企画展を開催したこと、呉市海事歴史科学館（大和ミュージアム）で平和祈念展を開催したことなどにより、関係資料館との連携を図ったことから、目標を概ね達成したと評価できる。</p> <p>（５）外国の関係機関との連携強化 平成20年度は年度計画にも規定されており、実績を踏まえBと評価した。 しかしながら、20年度のB評価のまま当該事業を終了させたことは、22年9月までの当初の中期目標・中期計画に照らすとなお改善の余地があると言える。 さらに、21年度及び22年度においては年度計画に規定されなかった。22年度については9月末の解散を控えていたという特別な事情があるが、21年度についてはこのような事情はなく、中期目標・中期計画の内容が年度計画に的確に反映されているとは言えない。 以上のことから、中期目標をある程度達成しているが改善の余地があると評価できる。</p> <p>（６）職員の雇用問題 職員の雇用問題については、平成20年度に関係機関に対して働きかけを行ったものの、基金独自に採用した職員1人は、平成20年度末で自主退職したため、雇用確保の働きかけを行う対象者がいなくなり、平成21年度以降は評価に馴染まなくなったことから、目標を概ね達成したと評価できる。</p> <p>（７）基金記録史の作成 基金記録史の作成については、法人設立の経緯や基金が行った事業の実績などの記載すべき情報の整理及び整理された情報のホームページへの追加掲載を順次行った。 また、基金の解散に向け、これまでの整理した状況等の確認及び追加掲載資料等の検討を行い、基金設置から解散までの基金に関する法令等（法律、政令、省令、閣議決定、基金事業に係る規程等）のほか、中期目標等に係る事業の実績報告等を纏めたものとし、原案作成作業を行った。 さらに、決裁後はホームページに掲載するとともに、国立国会図書館の「インターネット資料収集保存事業」による保存措置を講じた。 以上のことから、目標を十分達成したと評価できる。</p>
3 財務内容の改善	<p>「運用方針」等に基づき、運用資金を下記のとおり適正に管理・運用し運用収入の確保に努めた結果、各年度において確実に予算額とほぼ同程度の運用収入を確保することが出来た。 また、平成20年10月から、割引短期国債等より利率面で有利になった譲渡性預金での短期運用を新たに開始するなどきめ細</p>

	<p>かい資金運用を行うことにより、低金利の状況下においても運用収入の上積みを図った。</p> <p>なお、監査法人の監査報告書においては、財務諸表は独立行政法人会計基準等に準拠して適正に表示しており、利益処分案及び損失処理案も法令に適合しているとされている</p> <p>さらに、不要財産の国庫納付を行うこととし、4,450百万円について、平成24年12月20日に国庫納付に係る認可申請を総務大臣へ行い、平成25年2月8日に国庫納付した。</p> <p>これらのことから、目標を十分達成したと評価できる。</p>
<p>4 その他</p>	<p>1 人事に関する計画</p> <p>人事に関する計画については、個々の職員の業務遂行上の能力を向上させるとともに積極的に知識や最新情報を修得させ、意識向上を図るため、機会を捉えて外部機関の主催による研修に職員を派遣した。</p> <p>また、外部研修の内容については、供覧により職員全員に周知させ、知識の共有を図ったことにより、職員の能力開発が促進された。</p> <p>しかしながら、23年度計画及び24年度計画に記載しておらず、中期目標及び中期計画の内容が年度計画に的確に反映されているとは言えない。また、研修等には参加させているものの、例えば24事業年度に開催した勉強会と解散との関係が明確ではないなど、研修の選定基準等が適当であったとは必ずしも言えない。</p> <p>これらのことから、目標を概ね達成したと評価できる。</p> <p>2 環境対策</p> <p>環境対策については、国が毎年策定する「環境物品等の調達に関する基本方針」及び基金が毎年度策定・公表している環境方針に基づき、環境に配慮した物品及びサービスの調達を継続的に推進するとともに、役職員の日常業務における経常的な節電、ペーパーレス化、廃棄物の分別収集の徹底といった環境に対する取組を着実に実施した。</p> <p>また、東日本大震災後においては、さらに徹底した節電対策を実施した。</p> <p>これらのことから、目標を十分達成したと評価できる。</p> <p>3 危機管理</p> <p>資料館における危機管理については、住友ビル全館の訓練に合わせ、平成15年10月策定の危機対応マニュアル等に基づく一般電話を利用した通報訓練、避難訓練の実施及び職員の危機管理意識の向上を図った。</p> <p>また、総務省第二庁舎では、庁舎の自衛消防隊が設置され、その中で、通報連絡係、初期消火班、誘導班、避難器具班、防護措置班を担当し、災害時に対応することとした。</p> <p>平成23年3月の東日本大震災時には、誘導班誘導のもと緊急避難場所へ速やかに避難し、震災後には、緊急連絡網の再確認を行うとともに、自衛消防隊の業務及び職員等の避難経路の案内等を室内に掲示して、基金内の安全管理の徹底を図った。</p> <p>これらのことから、目標を十分達成したと評価できる。</p> <p>4 職場環境</p>

職場環境については、平成 21 年度の一時期において、更なる充実を図る余地が見られたものの、平成 22 年度においては改善を図ったほか、メンタルヘルス相談窓口及びセクシャルハラスメント・パワーハラスメントの防止に関する指針の職員への周知及び女性相談員の設置、人事院作成のメンタルヘルスのためのガイドブックを役職員に供覧周知、人権等への適切な対応及び女性に配慮した職場環境の形成等についての弁護士講演を行うなど、適切な職場環境の形成を図ったことから、目標を十分達成したものと評価できる。

5 内部統制・ガバナンス強化

定期的な役員会・理事会等の開催の他、特に特別給付金支給業務について頻繁に会議を開いて問題意識を共有し、組織一丸となって対応する等、基金において内部統制・ガバナンス強化に向けた取組を行ったことが一定程度認められる。

しかしながら、特別記念事業の「旅行券等引換券」の未引換え分への対応については、結果として特別記念事業の未引換え 750 件のうち 18 件について「旅行券等引換券」を送付することができず、基金解散後は当該未送付分については破棄処分をせざるをえなかった。

そもそも、特別記念事業について、平成 20 年に受託業者から未引換え者が相当数いる旨の連絡があつて以降、救済措置は講じたものの十分な検討と明確な意思決定がなかったこと、基金の解散が延期された際にも救済措置の延長についての検討及び明確な対処方針の決定が行われず、救済措置を 22 年 9 月末で終了させてしまったこと、監事への報告も十分ではなかったこと、分科会に対しては第 30 回分科会において初めて報告がなされたが、その際、理事長から明確な説明がなされなかったこと、総務省からの照会に対する基金の回答において監査報告書との齟齬が見られたことがあったことを踏まえると、ガバナンス・内部統制が強化されているとは言えない。

また、特別給付金の過少払い・過払い事案については解散までに対応できたが、そもそも特別給付金の過少払い・過払い事案が発生したのは、基金の認定・支給に係るチェック体制が必ずしも万全ではなかったことの証左であり、また、発覚したきっかけも外部からの問い合わせであったなど、内部統制が十分だったとは言えない。また、監事及び分科会への報告も適宜適切にできていたとは言えない。

これらを踏まえると、基金における内部統制・ガバナンス強化が十分なされているとは言えず、改善の余地があることから、中期目標をある程度達成しているが改善の余地があると評価できる。

6 基金の解散に向けた取組

基金の解散に係る取組については、基金において、総務省と連携し、文書移管準備、引継ぎマニュアルの作成、基金解散後に総務省において処理すべき残務の整理・確認、基金記録史・年報等の作成など、解散に向けた取組を行った。

しかしながら、解散に向け編成した複数の会議・チームの必要性・有効性や、基金自らが主体的に取り組み成果を上げたという実績が十分明確ではなく、また、基金の規程集について総務省からの提出依頼にも関わらず最後まで提出されなかった。

23 事業年度評価の際に、「今後は、法人としての業務整理及び総務省への円滑な引継ぎに向け、基金自らが主体的に取り組むことを期待する。」という評価を受けたにも関わらず、上記のような状況であったことから、中期目標をある程度達成しているが改善の余地があると評価できる。

<p>II 中期計画全体の評価（項目別評価を踏まえた中期計画全体の達成状況）</p>	<p>資料の収集、保管及び展示については、資料館の入場者数について目標のほぼ100%を達成したほか、資料の収集、インターネット資料館の運用、特別企画展、地方展、フォーラム、校内放送番組制作コンクール等の成果を上げている。</p> <p>また、特別記念事業を実施し約31万6千人に慰労品を贈呈することができたほか、戦後強制抑留・引揚死没者慰霊碑を建立し、国に移管することができた。</p> <p>さらに、平成22年9月以降は、特別給付金支給事業を実施し、法案立案時推計を上回る68,847件の認定・支給を行い、事業を終了することができたほか、総務省と連携し、文書移管準備、引継ぎマニュアルの作成、基金解散後に総務省において処理すべき残務の整理・確認、基金記録史・年報等の作成など、解散に向けた取組を行った。</p> <p>一方で、特に旅行券等引換券の未引換事案並びに特別給付金の過少払い及び過払いへの対応について、内部統制・ガバナンス強化の面で十分ではなく改善の余地が認められたほか、基金の解散に向けた主体的な取組による実績が十分明確でないなどの課題もあった。</p> <p>しかしながら、法人の主要事業である資料収集・保管・展示や特別記念事業、特別給付金支給事業についてはそれぞれ成果を上げていることを考慮すれば、目標を概ね達成したと評価できる。</p>
<p>III 組織、業務運営等の改善、その他</p>	
	<p>今期の組織、業務運営等については、多様な事業を少人数で効率的に実施したが、少人数の組織において解散に向け編成した複数の会議・チームの必要性・有効性が十分明確でないなどの課題もあった。</p> <p>また、随意契約については、「随意契約見直し計画」（平成19年12月）、「随意契約等見直し計画」（平成22年4月）に基づいて、見直しの取組を着実に実施し、その取組状況や契約監視委員会による点検・見直しの状況及び契約の改善状況についてのフォローアップを適宜公表した結果、平成20年度に51件あった随意契約が平成21年度37件（見直し計画を達成）、平成22年度29件、平成23年度18件、平成24年度15件と着実に減らすことができた。また、一者応札、一者応募となった一般競争入札等は、新たな「随意契約等見直し計画」策定以降皆無であった。</p>